

人権・同和問題
を考えよう

部落差別を なくすために

- ◆人権啓発課 ☎28-9630
- ◆教育委員会学校教育課 ☎22-9532

まで結婚差別事件や差別落書事件などが発生し、その都度市の部落差別問題への取組が問われてきました。

部落差別のない 社会の実現を

「部落差別解消推進法」が施行されました

「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」が制定され、12月16日から施行されています。

部落差別問題とは、同和地区・被差別部落などと呼ばれる特定の地域の出身であることや、そこに住んでいることを理由に、結婚を妨げられたり、就職できなかつたりするなど、日常生活の中でさまざまな差別を受ける問題です。

現在も部落差別事象は、全国的に数多く発生しています。今年、インターネット上で、戦前の被差別部落調査報告書（復刻版）の出版が告知されるという事件も起こっています。新発田市においても、これ

「部落差別解消推進法」の目的は、「部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現すること」と定められています。

この法律により、国や地方公共団体には、部落差別の解消に関する施策を講じたり、相談体制の充実を図ったり、必要な教育及び啓発を行ったりする責務が生じます。

国や地方公共団体が足並みをそろえて、部落差別を許さず、部落差別を解消する取組を推進し、部落差別のない社会を実現しなければなりません。

新発田市も、そのための取組を行っていきます。